

伊達市高等職業訓練促進費等事業のご案内



母子家庭の母または父子家庭の父が、看護師、介護福祉士等の資格取得のため養成機関で修業する場合に、一定期間の生活の安定を図るための費用を市の予算の範囲内支給する制度です。

◆対象となるのは

伊達市内にお住まいの20歳未満の児童を養育している母子家庭の母または父子家庭の父で次のすべての条件を満たす方となります。

- 1 児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準の方
- 2 正規の修業年限が1年以上の養成機関において修業し、対象資格の取得が見込まれる方
- 3 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる方
- 4 過去に 国、県その他地方公共団体から、この給付金と趣旨を同じくする給付を受けたことがない方

◆対象となる資格は

看護師(准看護師含む)、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師 等

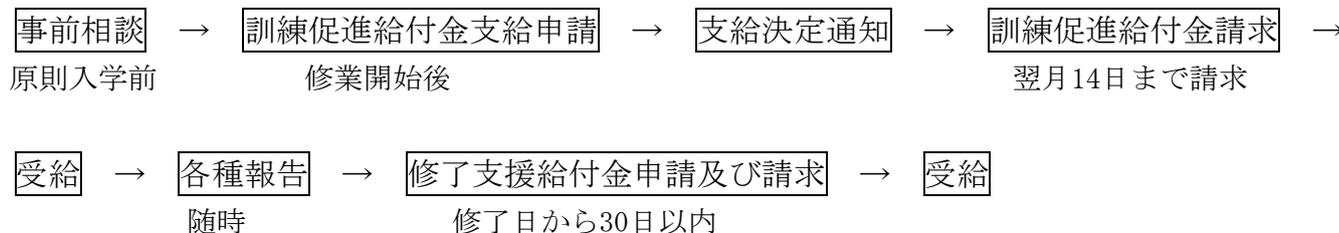
※通信制による修業の場合、養成機関が遠隔地にあたる通学が困難・仕事との両立等、通信制を選択する理由が適切であり、受講状況が確認できる場合に限りです。(H28.4.1より)

◆給付金の種類・支給額・支給期間

給付金の種類		高等職業訓練促進給付金	修了支援給付金
支給額	市町村民税非課税世帯	月額100,000円	50,000円
	市町村民税課税世帯	月額70,500円	25,000円
支給期間		修業期間全体のうち、支給申請のあった月以降の各月支給。(4年限度)	修業期間修了後に支給(1回のみ)

※養成機関における課程の終了までの期間の最後の12月については、月額40,000円増額する。

◆手続きの流れ



◆事前相談

事前相談は、こども支援課において実施します。相談者の生活状況やこれまでの職業経験、さらには希望する資格の内容や取得後の生活の展望等を聞き取り、養成機関での修業がその家庭の経済的自立を図るうえで有効であるかなど、公的支援の効果や必要性を確認するために実施するものです。

◆支給申請

「高等職業訓練促進給付金等申請書」を提出します。（児童扶養手当受給者は①～④省略）

	高等職業訓練促進給付金	修了支援給付金
申請時期	修業開始日以降	修了日から起算して30日以内
必要書類	① 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本 ② 世帯全員の住民票（世帯分離している同居の扶養義務者含む） ③ 児童扶養手当証書の写し、あるいは養育費の申立書 ④ 同意書	⑤ 養成機関の長が発行する修了証明書の写し
	⑤ 養成機関の長が発行する在籍を証明する書類 ⑥ 給付金振込み口座の通帳の写し	

◆審査・決定

事前相談を踏まえ申請の内容について審査し、支給の可否を決定します。
決定により、「支給決定通知」または「申請却下通知」を送付します。

◆給付金請求

「高等職業訓練促進給付金等請求書」を提出します。

	高等職業訓練促進給付金	修了支援給付金
請求時期	支給対象月の翌月14日まで（毎月）	修了日から起算して30日以内

◆出席状況等の報告

支給を受ける方には、次のとおり市に修学状況を報告していただきます。なお、報告は、支給期間の上限（48 か月）を超えて修業を継続する間も行っていただきます。

報告内容	提出時期	提出書類
出席状況	修業期間中の4、7、10、1月	出席状況報告書等
在籍状況	修業4年目以降、毎年開始月	単位取得証明書または成績証明書

◆変更・喪失届

対象者の要件を満たさなくなった場合や申請した内容に異動があった場合は、その事由が発生してから14日以内に市に届け出る必要があります。要件を満たさなくなった場合は、当該月の翌月より訓練促進費の支給を停止します。

提出書類	異動事由
高等職業訓練促進給付金等 資格喪失届	退学、休学、婚姻（事実婚も含む）、市外への転出、児童を扶養しなくなった場合、児童の20歳到達、所得限度額を超えた場合 等
高等職業訓練促進給付金等 変更届	市町村民税の課税額の変更、同居する家族の住所異動（増減）があった場合、市内転居 等

※受給者には入学準備金・就職準備金の貸付制度もあります。資格取得後、就職の状況によっては全額返還免除になる場合もあります。詳しくはお問い合わせください。

【手続き・問い合わせ】

960-0692 伊達市保原町字舟橋 180 番地

伊達市こども部こども支援課子育て支援係

電話 024-573-5652